

○「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【2】申請書の「2. 申請者が 属する世帯の状況」に記載 した全ての方の状況を記載 して下さい。	令和5年 住民税 税状況	障害者控除等 の適用	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12	非課税相当 収入限度額		
						給与収入 【A】	事業収入又 は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】				
1	〇〇 〇〇	1 【2】 〇〇 〇〇	1 【3】人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 8 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 120,000 円	120,000 円	0 円	0 円	【6】 1,440,000 円	【5】 1,378,000 円
2	〇〇 〇〇	0 〇〇 〇〇	0 人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 8 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3	〇〇 〇〇			☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	円	円	円	円	円
1	〇〇 〇〇	0 〇〇 〇〇	0 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 1 0 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 140,000 円	140,000 円	円	円	【7】 1,680,000 円	【4】 930,000 円
2				☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	円	円	円	円	円

【3】この方が扶養する
人数を(扶養控除等申
告書等に記載の人数)
を記載し、【4】下表か
ら、この人数に対応す
る区分の非課税相当
収入限度額を確認し、
【5】この額を⑦欄に記
入して下さい。

【6】非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(2枚目は記載不要)

【7】記載例②の場合、非課税相当額収入限度額(7欄)と年間収入見込額(6欄)を比較して、6欄のほうが高いため、所得による申請(2枚目を記入)

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ② 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与と収入がある場合にご記入ください。 ※給与と明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円

(生活保護基準の級地区分3級地
【美郷町】の場合の例)

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円
---------------------	---------

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

② 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
	氏 名	年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1			【－】				
2							
3	記載例①（収入で申請する場合、本欄の記入は不要）						
4	〇〇 〇〇	【8】 1,680,000	【9】	700,000		【11】 980,000	【10】 1,108,000
5	記載例②（所得で申請）						

【－】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑥欄の年間収入見込額を転記してください

【9】各欄に該当する控除額を記入して下さい

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください
年間所得見込額＝収入額－（⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金控除）
⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

（記入上の注意）

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円
- ⑨「事業収入等の経費」
- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- （65歳未満の方） 公的年金等収入分 → 控除額
：60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
：60万円超130万円未満 → 60万円
：130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
：410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
（65歳以上の方） 公的年金等収入分 → 控除額
：110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
：110万円超330万円未満 → 110万円
：330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
：410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- ⑪年間所得見込額 ＝ ⑥年間収入見込額 － （ ⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除 ）
- ⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

（早見表）

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円

（生活保護基準の級地区分3級地
【美郷町】の場合の例）

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円
---------------------	---------

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用